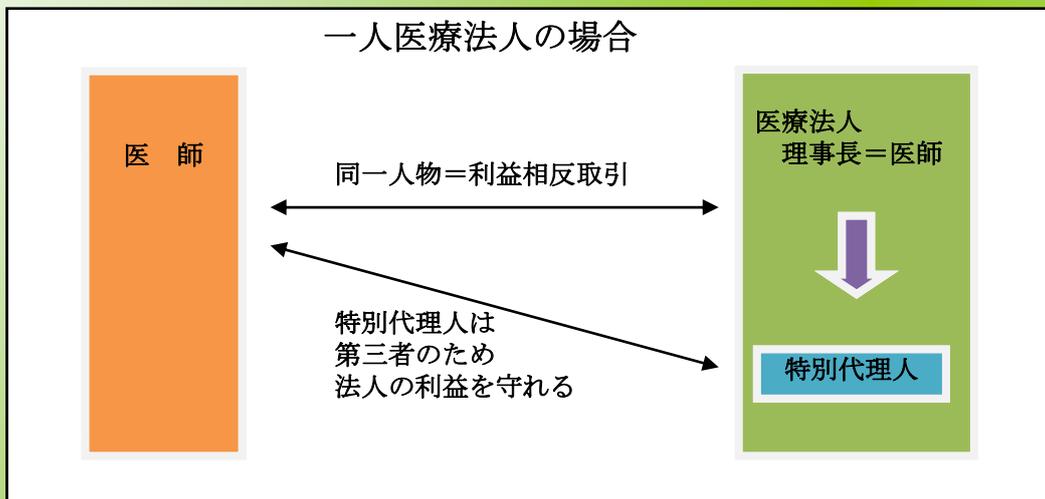




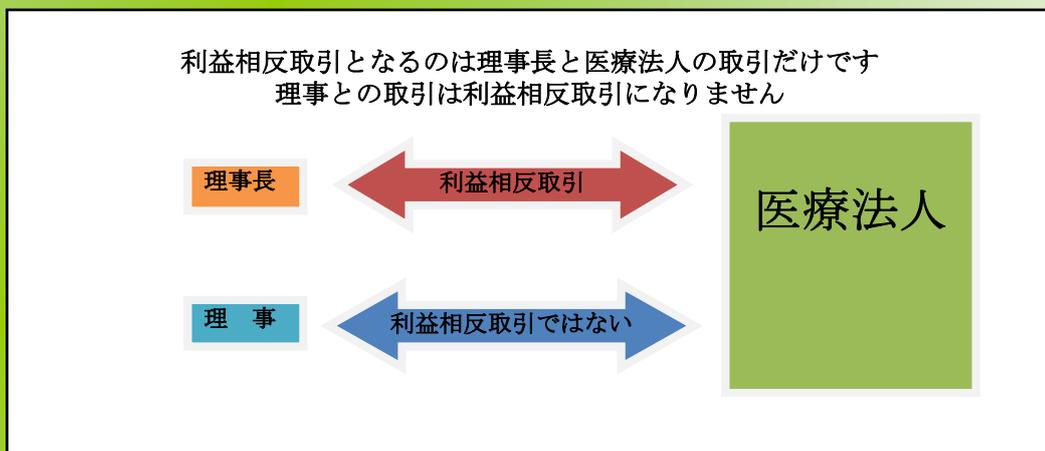
## 利益相反取引の図解



利益相反取引わかりにくいいため図にしてみました。ご理解の補助としてご利用ください。一人医療法人におきましてはもともと個人事業として診療所を開設した医師と法人成り後の医療法人の理事長は殆どの場合同一人物です。医師と医療法人自体は別人格ですが、医療法人の代理権を有する理事長はその医師です。ややこしい話です。従って医師と医療法人の間の取引は同一人物同士の取引になります。このため医療法人を犠牲にして医師個人の利益を優先した取引を行う可能性があります。一方が他方にモノを高く売れば、売主は得をして買主は損をします。このように利益が相反する取引を利益相反取引といいます。



定款で理事長のみが医療法人を代表すると定められているはずですが、したがって理事長と医療法人の取引は利益相反取引となりますが、理事と医療法人との取引は利益相反取引になりません。

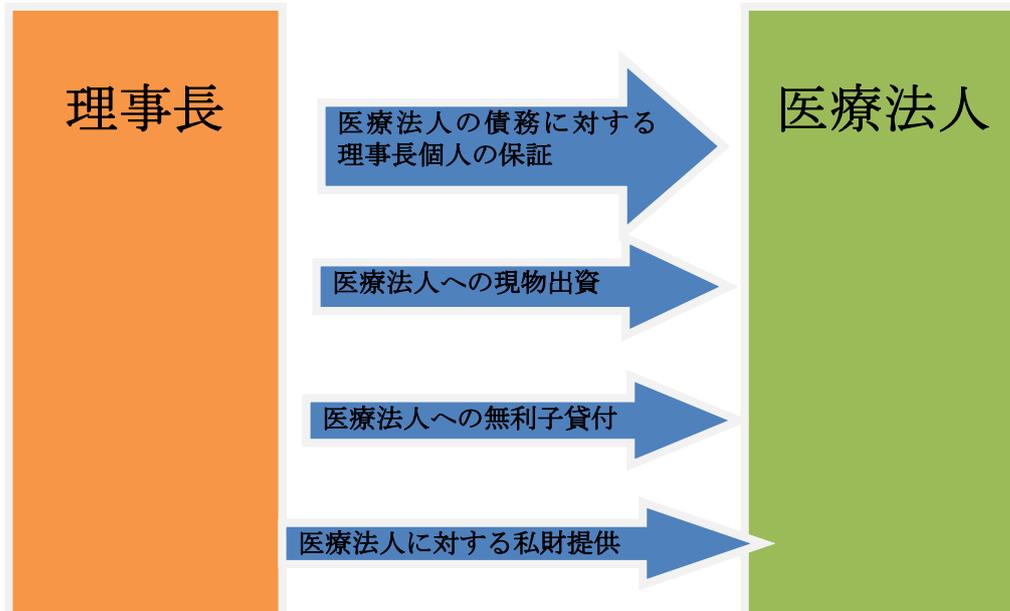




実際の医療経営は持ち出しが多いですね。

医療法人の利益を守ることが目的なので、理事長と医療法人の間の取引であっても法人の利益を害するおそれのない場合は利益相反取引には当たりません。

### 利益相反取引とならないものの例



リターンのある取引は利益相反になります。

理事長が有利になる可能性がある取引は利益相反取引になります

### 利益相反取引の例

